

臨床における倫理の基本方針

当院のすべての職員が、「高い倫理観のもと、命と人権とプライバシーを尊び、患者中心の医療を提供する」という基本理念に基づいて、臨床における倫理的課題に適正に対応し、患者にとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床における倫理に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 患者の人権を最大限尊重するとともに、患者と医療従事者が協力し、患者にとっての最善の医療を実践する

1) 常に患者の立場に立った対応を心がけ、良好な信頼関係を築くよう努める。

2) 医療の内容や診療方針、その他必要な事項について、患者に十分な説明を行い、信頼を得るよう努める。

3) 検査・治療方法等の同意や選択にあたっては、患者の自己決定権を尊重する。

2. 患者のプライバシーを尊重し、患者個人の信条や価値観に十分配慮した上で、法を遵守し、生命倫理に関する関係法令やガイドライン、当院の規程に従って医療を実践する。

1) 個人情報保護

患者の要配慮個人情報・個人識別符号等を含めた個人情報・データの管理・取り扱いについては、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）」等の法令・指針を遵守する。

2) 患者の自己決定の尊重：インフォームド・コンセント（説明と同意）

患者が治療の方針や方法を自らで選択・決定・拒否できるように、検査や治療内容、合併症・副作用のリスク、予後、その他必要事項について、当院が定める「説明と同意について」に従い、患者に十分な情報を提供し、同意を得た上で医療を提供する。なお、十分な説明を行った上で、患者が当該治療を拒否した場合には、その意向を尊重し、拒否できる権利を認める。その場合にも患者が不利益を被ることのないように配慮する。

3) セカンドオピニオン

患者には当院以外の医師からの意見（セカンドオピニオン）を求める権利があり、他の医療機関の診察を希望する場合には、必要な資料を提供する。

4) 輸血療法拒否

信仰上の理由等から輸血を拒否する患者には、「輸血療法マニュアル」に従い、適切に対応する。

5) 身体抑制

「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアにかかわるすべての人に（厚生労働省）」に従い、

治療上やむを得ない場合の身体行動制限（身体拘束）は、医師の指示のもと、多職種で「身体拘束の三原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づいて適応・必要性を検討し、必要最軽・最短期間で慎重に行う。

6) 終末期医療・緩和医療

「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）」に従い、患者、家族と相談の上、患者の意思に基づいた医療を行う。また、精神的、社会的援助も含めた総合的な医療及びケアを行う。

7) 臓器移植・角膜移植

患者やその家族がドナーカードを提示して臓器提供や角膜移植の意思を表示した場合、患者死亡後に遺族から臓器や角膜の提供の申出があった場合は、日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク協会と連携して適切に対応する。

なお、脳死移植の対応においては、当院での判定は困難なため必要な医療機関を紹介する。

8) その他

その他、対応が必要な事例が生じた場合は、その都度、多職種カンファレンス（外部からの専門職を含む）を開催し、生命倫理に関する関係法令やガイドライン、当院の規定に従って検討・対応し、必要に応じて倫理・個人情報保護委員会に諮り、最良の方針を決定する。

3. 倫理的な問題を含むと考えられる医療行為等については、倫理・個人情報保護委員会に諮り倫理的・科学的観点から十分な検討を行う。

1) 医療の進歩に必要な研究は、各種法令や国のガイドラインに従って適切に実施する。

2) 治験、臨床研究に際しては十分な審査を行い、承認を得てからこれを実施する。

4. 院内の規程・マニュアル及び各専門職団体等における職業倫理の規程・要綱・ガイドラインに基づき、当院の基本理念と共に人権を尊重した医療の実践を行う。

令和4年4月1日 策定